

労災保険特別加入とは…?

労災保険は国(政府)が保険給付を行う補償制度です!



中小事業主



一人親方



家族従事者

建設業などの一部の職種では業務実態や災害の発生状況から見て、労働基準法で定める「労働者」に準じて保護することが認められる中小事業主や一人親方に対して任意加入の道を開いており、これを「労災保険特別加入制度」といいます。加入のお手続きにつきましては、所属されている組合にお問い合わせください。また、同居されている家族従事者も就業状況により中小事業主・一人親方と同様にこの労災保険特別制度に加入できます。

保険料はいくら…?

特別加入年間保険料 ※職種によって保険料は異なります。



	給付基礎日額	年間保険料
中小事業主	10,000円の場合	34,675円
	12,000円の場合	41,610円
	14,000円の場合	48,545円
一人親方	10,000円の場合	62,050円
	12,000円の場合	74,460円
	14,000円の場合	86,870円

仕事中のケガに備えよう!

労災保険の主な給付内容

1 療養補償給付

医療費は治るまで全額給付されます。
※痛み等が残っていても症状が安定していれば「治った」と判断される場合があります。

2 休業補償給付

休業4日目以降、
1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。

事例①	中小事業主	加入給付基礎日額(補償される平均賃金)を12,000円で申し込みの方が20日間休業の場合	支給される金額(目安) 163,200円 (12,000円×80%) = 17日分
	一人親方	加入給付基礎日額(補償される平均賃金)を10,000円で申し込みの方が60日間休業の場合	支給される金額(目安) 456,000円 (10,000円×80%) = 57日分

ケガをして休業しても安心!

3 その他の労災保険給付

● 傷病補償年金 ●

傷病が1年6ヵ月を経過しても治らず傷病等級第1～3級に該当する場合に各等級に応じた額が支給されます。

● 遺族補償給付 ●

遺族年金または遺族一時金が、生計を同一としていた遺族に支給されます。

● 障害補償給付 ●

障害の程度(第1～7級→障害補償年金、第8～14級→障害補償一時金)に応じた額が支給されます。

● 葬祭料 ●

業務災害・通勤災害により死亡した方の葬儀を行う場合に支給されます。

● 介護補償給付 ●

傷病(補償)年金または障害(補償)年金の受給者のうち、第1級の方と、第2級の精神神経、胸腹部臓器の傷害を有している方が現に介護を受けている場合に支給されます。

色々な給付があるんだね



※加入方法・補償内容などの詳細につきましては、所属支部または組合にお問い合わせください。